



令和8年度「ボランティア保険」

3月2日（月）より受付！

皆さんが現在ご加入のボランティア活動保険は令和8年3月31日で補償期間が終了します。

新年度分の受付開始は3月2日からです。早めのお手続きをお願いします。



ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険とも保険料は郵便局専用の払込取扱票でのご入金となります。郵便局窓口またはATMでお振込み後、区社協窓口に参加申込書と共に振込受領書をご持参ください。

（区社協窓口での現金受付はできません）



近年、保険会社の保険適用対象が厳格化しているため、保険料振込前に一度ボランティアセンターにご確認ください。なお、加入時にボランティア登録をお願いしています。

こちらで把握していない活動の場合は、保険の対象外となりますのでご注意ください。

◆ボランティア活動保険◆

ボランティア活動中の様々な事故による「けが」「損害賠償責任」を補償

◆ボランティア行事用保険◆

地域福祉活動やボランティア活動の様々な行事における主催者や参加者のけが、主催者の賠償責任を補償

※2月24日～申込用紙・払込取扱票 配布

横浜市磯子区社会福祉協議会

ボランティアセンター

〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-1-41

磯子センター5F

TEL:045-751-0739 FAX:045-751-8608



お友達登録をお願いします！

